

※主任介護支援専門員の資格を取得していない方、又は主任介護支援専門員の資格の更新を希望しない方は、「令和7年度介護支援専門員研修フローチャート」をご確認ください。



【研修の申込先・研修内容についての問い合わせ先】
 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(島根県福祉人材センター)
 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
 TEL:0852-32-5975 FAX:0852-32-5956

【更新手続きに関する問い合わせ先】
 島根県健康福祉部高齢者福祉課
 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(県庁第2分庁舎1階)
 TEL:0852-22-6522 FAX:0852-22-5238

主任介護支援専門員の更新を希望しますか？

◆初めての主任更新の場合
 …主任資格を取得した年度をご確認ください。
 ◆2回目以降の主任更新の場合
 …前回受講した主任更新研修の年度及び主任資格の有効期間満了日をご確認ください。

○証の有効期間内に必要な更新のための研修を修了し、証の更新申請をしてください。

※主任介護支援専門員更新研修を有効期間内に受講しない場合は、主任介護支援専門員ではなくなり、再び主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

主任介護支援専門員資格の**取得**時期
 若しくは 前回の主任介護支援専門員**更新研修**が
令和元年度(平成31年度)以前

主任介護支援専門員資格の**取得**時期が
令和2年度～令和4年度

前回の主任介護支援専門員**更新研修**が
令和2年度以降

主任介護支援専門員資格の**取得**時期が
令和5年度以降

主任介護支援専門員有効期間の満了
 ※再び主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

主任資格の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了することができる

主任資格の有効期間満了日が
令和7年度～令和9年度中

【注意事項】

①証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了すれば、証を併せて更新することができます。

②主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、このフローチャートで示す受講年度以外に所定の受講要件を満たしている必要があります。
 ※詳しくは島根県福祉人材センターの開催要項をご確認ください。

③主任介護支援専門員更新研修を修了された方の更新手続きについては原則として、証の有効期間と主任介護支援専門員資格の有効期間を揃えて証を交付します。証と主任資格のどちらの期間に揃えるかは個々の状況により異なりますので、詳しくは島根県高齢者福祉課までお問い合わせください。(揃えることを希望しない方については、申し出をすることにより有効期間を揃えないこともできます。)

④証の更新手続きをせずに有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員として業務を行うことはできません。ただし、主任介護支援専門員の有効期間内に再度、研修を受講し証の再交付を受けた場合は、主任介護支援専門員の資格も同時に有効となります。詳しくは島根県高齢者福祉課までお問い合わせください。

介護支援専門員証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了することができる

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修が修了できない場合は、先に介護支援専門員証を更新してください。詳しくは「介護支援専門員研修フローチャート」をご確認ください。

令和7年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象ではありません。

令和7年度主任介護支援専門員更新研修